

あなたの声を市政に届けませんか 市政モニターと保健衛生審議会委員を募集します

市政モニター

市では、市民の声を広く市政に反映するため、市政モニター制度を実施しています。

〈内容〉 ①広報紙(毎月発行のお知らせ版と年4回発行の季刊版)といきいき越谷(毎月1本制作しているテレビ広報番組)の感想(毎月) ②市政に関する意見・提言 ③市政に対する理解を深めるための市議会の傍聴やモニター交流会

〈応募資格・人数〉 市内在住の18歳以上(平成27年4月1日現在)の方20人。公務員、市政モニター経験者は除く。定員を超えた場合は選考

〈任期〉 委嘱した日(平成28年3月31日)まで

〈謝礼〉 年1万2000円

〈応募方法〉 3月9日(必着)までに住所・氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号・応募理由(70字程度)を記入のうえ、封書、はがき、ファクスまたはメールで広報広聴課へ。様式は自由

(市政モニターへの応募と明記)。市ホームページからも応募できます。結果は4月上旬に応募者全員に通知します

*市政モニターから寄せられた意見、要望や提言は市ホームページで公開しています

保健衛生審議会委員

ページで公開しています
広報広聴課 ☎9633-9117、FAX 9655-0943、E-mail 013200@city.koshigaya.saitama.jp

4月の市立保健所開設に向けて、地域保健法第11条の規定に基づき、保健所運営協議会の役割を現行の越谷市健康づくり推進審議会に追加し、市立保健所における重点事業等の運営計画などについて審議します。

〈応募資格・人数〉 市内在住・在勤・在学または市内で活動している18歳以上(平成27年4月1日現在)の方3人(委員総数は24人以上)。公務員、市の他の審議会等の公募委員は除く

募集

図書館ボランティア

市内立図書館の書架整理、資料配架、資料修理、予約本収集、図書館利用券をお持ちの16歳以上の方で、週1回(2時間程度)以上活動可能な方。次の①または②のボランティア講座の受講が必要です。

①2月24日(火)・3月10日(火) ②3月7日(出)・14日(出)。いずれも時間は午後2時30分～4時30分、会場は市立図書館 甲2月15日(日)までに直接左記へ 甲市立図書館 ☎9655-2655

学校相談員

困りじめや不登校の解消のため、中学校のさわやか相談室や小学校で、子ども等の相談を行います

す。謝礼日額5000円 図書館教育に理解のある22歳～59歳(平成27年4月1日現在)の方

①応募書類(教育センター等で2月10日(火)まで配布。市ホームページからも印刷可)を2月12日(木)までに左記へ 甲教育センター ☎9622-9300

北部市民会館事務補助職員

〈対象〉 市内在住の20歳～59歳で、土曜・日曜日、祝日、夜間も勤務可能な方若干名

〈勤務内容〉 会館利用の申込み受付と貸し出し、図書の貸し出しと返却処理等。パソコン使用あり

〈勤務時間〉 午前8時30分～午後0時30分、午後0時30分～5時30分、午後5時30分～10時の3交代で月に18日以内の勤務

〈雇用期間〉 4月1日～平成28年3月31日(延長更新可)

〈賃金〉 時給は昼間帯860円、夜間帯920円

〈応募方法〉 2月10日(火)～21日(出)、午前9時～午後8時に、写真を貼った市販の履歴書を本人が直接左記へ。試験は3月1日(日)、午後1時～5時、北部市民会館で一般教養(作文)と面接を行います

甲北部市民会館運営協議会事務局 ☎978-5311

越谷市違反広告物簡易除却推進員の募集

市民と行政が協働して、街の美観や通行の安全を損なう違反広告物の簡易除却を行うボランティアを募集します。

市内在住・在勤・在学の20歳以上のグループ(1グループ4人以上) 甲2月20日(金)までに

電話で左記へ。後日、講習会への参加が必要です 甲建築住宅課 ☎9633-9205

自衛官募集

①自衛官候補生：18歳～27歳未満の方 ②自衛隊幹部候補生：22歳～26歳未満の方 甲①は通年募集、②は3月1日(日)～5月1日(金)に左記へ 甲自衛隊朝霞地域事務所 ☎048-4466-4435

介護保険運営協議会

甲2月5日(木)、午後2時から 甲中央市民会館5階第2、第3会議室 甲介護保険制度等について 甲20人(抽選) 甲当日、午後1時30分までに会場へ 甲高齢介護課 ☎9633-9305

傍聴

市民と行政が協働して、街の美観や通行の安全を損なう違反広告物の簡易除却を行うボランティアを募集します。

電話で左記へ。後日、講習会への参加が必要です 甲建築住宅課 ☎9633-9205

市民の皆さんのご意見をお寄せください

いづれも、いただいた意見への個別回答はできません。結果は、市ホームページ等で公表します。

越谷市いじめ防止基本方針(原案)について

市では、いじめ防止対策推進法に基づき、越谷市いじめ防止基本方針を策定中です。

この方針の原案へのご意見を募集しています。原案は青少年課(第二庁舎2階)、ご意見箱設置場所(各地区センター、北部・南部出張所、情報公開センター(市役所第二別館)、児童館コスモス・ヒマワリ)、市ホームページでご覧になれます。

〈応募方法〉 2月8日(必着)までに、意見用紙に必要事項を記入のうえ、直接青少年課またはご意見箱へ(郵送・ファクス・メールも可)。

意見用紙は、原案の設置場所に配布しているほか、市ホームページからも印刷できます(任意の用紙も可)

甲青少年課 ☎9633-9300、FAX 9633-8421、E-mail 10073300@city.koshigaya.saitama.jp

越谷市化製場等に関する法律施行細則について

市では、4月の中核市移行に伴い、県が指定した動物飼

(郵送・ファクス・メールも可)。ご意見シートは、保健所準備室、ご意見箱設置場所へ配布しているほか、市ホームページからも印刷できます

甲保健所準備室(☎343-0002) 甲東越谷10の81 ☎973-7530、FAX 973-7534、E-mail 10083300@city.koshigaya.saitama.jp

社会資本整備総合交付金事業における事後評価原案について

「東南部副次核形成地区」「北部副次核形成地区」の社会資本整備総合交付金事業における事後評価の原案に対するご意見を募集します。原案は、「東南部副次核形成地区」については都市計画課(本庁舎3階)および市ホームページ、

「北部副次核形成地区」については市街地整備課(本庁舎3階)および市ホームページでご覧になれます。

〈応募方法〉 2月5日(木)～20日(必着)に、意見用紙に住所・氏名を記入し、直接都市計画課または市街地整備課へ(土曜・日曜日、祝日を除く。午前8時30分～午後5時15分。郵送・メールも可)

甲東南部副次核形成地区について：都市計画課 ☎9633-0221、E-mail 10113100@city.koshigaya.saitama.jp、北部副次核形成地区について：市街地整備課 ☎9633-9231、E-mail 10113200@city.koshigaya.saitama.jp

甲2月27日(金) (必着)までに、ご意見シートに必要事項を記入し、直接保健所準備室またはご意見箱へ

甲2月20日(金)までに、電話で左記へ。後日、講習会への参加が必要です 甲建築住宅課 ☎9633-9205